

# 令和2年第9回農業委員会総会

1 日 時 令和2年9月28日(月)  
午前10時00分～午前10時10分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

## 3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

## (最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

## 4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

## 5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 1 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 2	報告第 7 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第 2	報告第 8 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処理について

## 事務局（川本）

ご起立ください。ただ今から、令和2年第9回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

## 正木会長

委員の皆様、公私ご多用の中、第9回大竹市農業委員会にご出席いただきありがとうございます。本日の出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第9回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。

譲受人は防鹿の〇〇 〇〇さん、譲渡人は西栄三丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、防鹿〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は647㎡です。転用目的は、資材置き場兼駐車場として利用するためです。申請事由ですが、現地には草木が生い茂り、休耕状態となっているところですが、譲受人は申請地の道路向かいを自宅兼事務所として土木工事業を営んでいるものですが、手狭となり当該申請地を資材置き場兼駐車場として利用する目的で、所有権を取得するものです。

申請地である〇〇番〇〇の周辺は、地目は畑となっているものの、休耕状態または荒廃地となっており、土地の造成・整地等も行わず、現状のまま利用する計画であることから、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われま。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 正木会長

それでは、本件について、地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

## 橋村委員

さっきおっしゃたように、目的は駐車場と資材置場ということでした。周りは雑草地であり周辺への影響は無いと思われま。

## 正木会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

## 石井委員

橋村委員さんからの報告のとおり、私も現地を確認したのですが、耕作放棄地というか木が生い茂っている状態であり、駐車場とかそういったことに利用される方が周りの住民も安心なのではないかと思いま。

## 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

## 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件は、広島県農業会議の農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に規定される意見聴取に該当とならない事案ですので、本件につきまして申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 正木会長

ご異議ございませんので、本件については、許可することに決定されました。

続きまして、これより、日程第2報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第8号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いします。

### 事務局（川本）

それでは、報告第7号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は4ページ、地図は5ページをご覧ください。

届出人は、大竹市油見二丁目の〇〇 〇〇さんです。所在は油見二丁目〇〇番、登記地目は畑、面積は386㎡です。場所は、油見二丁目〇〇番の区域で、〇〇の手前の道沿いになります。現在、土地所有者である〇〇さんが、申請地の隣地の宅地〇〇番に住宅建設を行うということで、その進入路として道路に面している〇〇番を転用するという届出がありました。現況は、畑ですが休耕です。

地区担当委員さんからも届出地は道路に面し、新築住宅への進入路用地として必要と思われ、この転用によって近隣の農地に対して特に支障を及ぼすことはないというご意見をいただいています。8月24日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

## 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

## 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

続きまして、日程第3報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

### 事務局（川本）

それでは、報告第8号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

議案書は6ページ、地図は7ページをご覧ください。

譲受人は新町三丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、大竹市南栄一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、南栄二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は234㎡です。転用目的は、譲受人が一戸建て住宅を建築するためです。申請地の場所ですが、〇

○から西に、○○横から国道二号線に出る一方通行路沿いの、角地になります。令和2年4月に分筆されています。申請地は昨年、農地改良の目的で、側溝の改良、土入れを行っており、周辺の宅地と同様の道路レベルとなっていました。周辺は宅地に囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。8月26日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

#### **正木会長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### **正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### **正木会長**

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第9回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

#### **事務局（川本）**

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。